

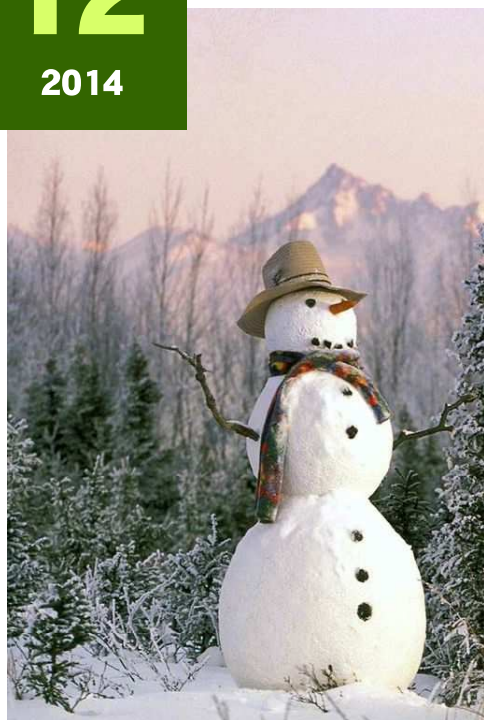
年末年始のお知らせ  
下記の期間を休業とさせていただきます。  
平成26年12月30日(火)～平成27年1月4日(日)  
ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願い申し上げます。

# NEWS LETTER

早いもので、今年も師走を迎えました。皆様にとって今年はどのような1年だったでしょうか。1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

12  
2014



■ 27年1月からの所得税率改正

■ 要介護認定だけで、  
障害者控除の対象になるのか？

## Message From Staff

- 阪急電車
- 一年を振り返って
- 答え・解き方
- スケジュール管理

# 27年1月からの所得税率改正

平成27年1月から、最高税率の引上げにより、個人所得税率が改正されます。

## 所得税率の引上げ

平成25年度税制改正により、所得税率について、27年分の所得税から新たに4,000万円超の所得金額に対する税率45%が追加されることになりました（下表参照）。

平成26年分		
課税される所得金額	所得税率（+復興特別所得税）	住民税率
195万円以下の金額	5.105%	10%
330万円以下の金額	10.210%	
695万円以下の金額	20.420%	
900万円以下の金額	23.483%	
1,800万円以下の金額	33.693%	
1,800万円超の金額	40.840%	



平成27年分		
課税される所得金額	所得税率（+復興特別所得税）	住民税率
195万円以下の金額	5.105%	10%
330万円以下の金額	10.210%	
695万円以下の金額	20.420%	
900万円以下の金額	23.483%	
1,800万円以下の金額	33.693%	
4,000万円以下の金額	40.840%	
<b>4,000万円超の金額</b>	<b>45.945%</b>	

現状は復興特別所得税が2.1%分課されているため、個人住民税率の10%とあわせると、最高で55.945%の税率となります。

例. 課税される所得金額が1億円の場合  
 $(1\text{億円}-4,000\text{万円}) \times (55.945\% - 40.840\%) = 306.3\text{万円}$

∴これまでに比べて、**税額が約300万円増加**します。

なお、この所得税率改正により、毎月の給与計算にも影響が出ます。平成27年1月1日以後に支払うべき給与等については、平成27年分の給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表を用いるようにしましょう。



## 要介護認定だけで、 障害者控除の対象になるのか？



今年で80歳になった父の要介護認定の申請をしました。要介護認定を受けたことのみをもって、父は所得税法上の障害者控除の対象となりますか？なお、父は障害者手帳等の交付を受けていません。



ご相談者のお父様について、要介護認定を受けたことのみをもって、所得税法上の障害者控除の対象とはなりません。

### 障害者（特別障害者）の判定

税法上の障害者（特別障害者）に該当するか否かの判定は、下表により判定します（所令10）。

ご相談者のお父様の場合、要介護認定を受けたことのみでは下表のいずれにも該当しないため、障害者控除の対象とはなりません。

今回のケースで障害者控除の対象となるには、たとえば下表8のように市区町村長等による「障害者控除対象者認定書」があれば、障害者控除の対象となります。この「障害者控除対象者認定書」とは、市区町村へ申請を行い、認定を受けた場合に発行されます。

なお、この認定手続きは市区町村によって異なります。詳しいことは、申請先の市区町村にてご確認ください。

### 所得税法上の障害者控除

所得税法では、本人あるいは本人が扶養する親族等が税法上の障害者（特別障害者）に該当するときは、該当者1人につき次の区分に応じた額を障害者控除額として、本人の所得金額から控除します（住民税も同様）。

(単位：万円)	特別障害者		障害者	
	所得税	住民税	所得税	住民税
本人	40	30	27	26
本人が扶養する親族等※1	40 (75※2)	30 (53※2)	27	26

※1 「本人が扶養する親族等」とは、本人の控除対象配偶者、扶養親族をいう。

※2 次の①～③いずれかと普段は同居していれば、括弧内の金額を適用。

①本人 ②本人の配偶者 ③本人と生計を一にするその他の親族

#### <障害者控除対象者の判定表>

内容	判定資料	障害者区分	
		特別障害者	左記を除く障害者
1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者	客観的に判断できる資料 例. 医師の診断書等	全て	—
2 次のいずれかの判定により、知的障害者とされた者 ・児童相談所 ・知的障害者更生相談所 ・精神保健福祉センター ・精神保健指定医	左記の判定内容を明らかにする書類（療育手帳）等 （自治体によって区分名が異なります。） 例. 愛の手帳（東京都） みどりの手帳（埼玉県） 愛護手帳（名古屋市）	重度の知的障害者 1度・2度 A・A A	左記以外 3度・4度 B・C B
3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳	1級	左記以外
4 身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障害があると記載されている者	身体障害者手帳	1級・2級	左記以外
5 戦傷病者手帳の交付を受けている者	戦傷病者手帳	特別項症から第3項症	左記以外
6 原子爆弾被爆者に関する援護に関する法律に基づき認定を受けている者	原子爆弾被爆者健康手帳＋厚生労働大臣の認定書	全て	—
7 常に就床を要し複雑な介護を要する者 （引き続き6ヶ月以上にわたり、身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる者）	客観的に判断できる資料 例. 医師の診断書等 65歳以上の者が受けた、市区町村長等による「障害者控除対象者認定書」	全て	—
8 精神又は身体に障害のある65歳以上の者でその障害の程度が身体障害者手帳等の交付を受けている者に準ずるものとして認定を受けている者	市区町村長等による「障害者控除対象者認定書」	重度の知的障害者・重度の身体障害者に準ずる者	左記以外

